

調査の結果	説明図表番号
<p data-bbox="193 295 603 327">(3) 生活保護行政の現場の意識</p> <p data-bbox="217 342 1142 472">今回、102 福祉事務所の現業員 757 人に対して、日々携わる生活保護行政の執行事務や所属する福祉事務所の実施体制等について意識調査を実施した結果は、次のとおりである。</p> <p data-bbox="217 488 1142 757">① 業務負担に関しては、どの業務に負担が大きいかとの問いに対し、「被保護世帯に対する訪問計画に基づく訪問調査」を挙げた者が 240 人（31.7%）と最も多かった。また、就労支援対策、再保護対策、関係機関との連携、不正受給対策等に関し、現在の取組について十分だと思うかとの問いに対し、「そうとは思わない」とする者が多数みられた。</p> <p data-bbox="217 772 1142 945">② 福祉事務所の体制に関しては、現行の現業員の配置数（標準数）について、世帯数で決まるものではないとする者や社会福祉主事の資格を有していなくても業務を行うことが困難だとは思わないとする者が多数みられた。</p>	<p data-bbox="1169 342 1334 374">表 2 - (3)</p>

表 2 - (3) 現業員の意識調査について

(調査の実施方法等)

1 調査対象者

調査対象 102 事務所の現業員 757 人

2 調査の目的等

「生活保護に関する実態調査」の一環として、生活保護業務に従事している福祉事務所の現業員を対象に、平成 25 年 8 月 1 日現在の同業務に対する現場の意識、実情等を把握するもの。

3 調査の時期

平成 25 年 8 月 1 日～9 月 30 日

4 調査の方法

(1) 総務省（行政評価局、管区行政評価（支）局、沖縄行政評価事務所及び行政評価事務所）から、調査対象 102 事務所に調査表をメールで送付

(2) その際、次の基準により調査対象現業員を選定の上、調査表を配布

① 事務所に在籍している現業員の半数を目途に選定する。ただし、現業員数が 21 名以上の場合は、10 名とする。

② 対象者は、性別、年齢、経験年数、意見等に偏りが生じないように、なるべく次のことに配慮する。

i) 20 代・30 代かつ経験年数が 3 年未満の者が半数

ii) 2 割程度が女性

iii) 50・60 代若しくは経験年数 5 年以上の現業員がいれば当該現業員のうちそれぞれ 1 人は選定するようにする。

(3) 記入した調査表をメール又は郵送により、総務省に送付するよう依頼

5 調査事項及び調査結果

問 1 業務における負担

生活保護業務で、業務量的にどの業務が大変だとお感じですか。

<業務区分>

ア 生活困窮者からの面接相談など被保護者以外からの相談や苦情への対応(事前相談を含む。)及びこれらに付随する事務

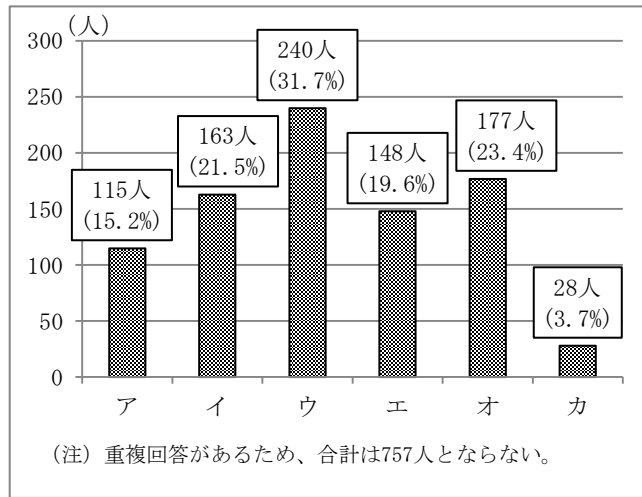
イ 新規申請処理(申請の受付～訪問調査、稼動能力(病状)調査、資産・収入調査、扶養能力調査～保護の要否決定、援助方針・訪問計画の策定)及びこれに付随する事務

ウ 被保護世帯に対する訪問計画に基づく訪問調査

エ 被保護世帯の状況に応じて実施する臨時の訪問調査等(ウを除き、被保護者と直接面談等(電話も含む。))を行い、助言(就労支援等を含む。)、指導指示若しくは調査を行うもの。

オ その他被保護世帯に対する事務(保護費計算、稼動能力(病状)調査、資産・収入調査、扶養能力調査)及びこれらに付随する事務

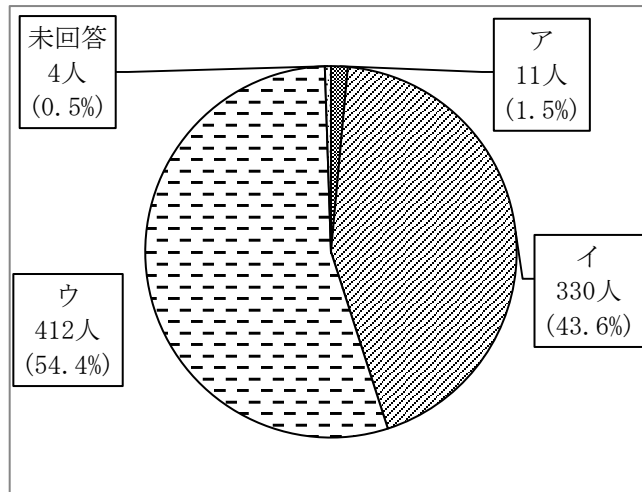
カ 国等への統計報告等の各種報告事務、その他(生活保護以外を含まない。)



問2 業務の実施体制

① あなたの担当世帯数は多いと考えますか。

- ア 少ない
- イ 適当
- ウ 多い



② 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 16 条の配置基準は、生活保護の現場業務の実態に即したものだと思いませんか。該当するものを 1 つ選択してください。

ア 実態に即した適切な基準だと思う

イ 80 世帯（又は 65 世帯）以上の世帯に係る業務を 1 人で現に処理しており、基準とされている世帯数は少なすぎると思う

ウ 80 世帯（又は 65 世帯）に係る業務を 1 人で処理することは困難であり、基準とされている世帯数は多すぎると思う

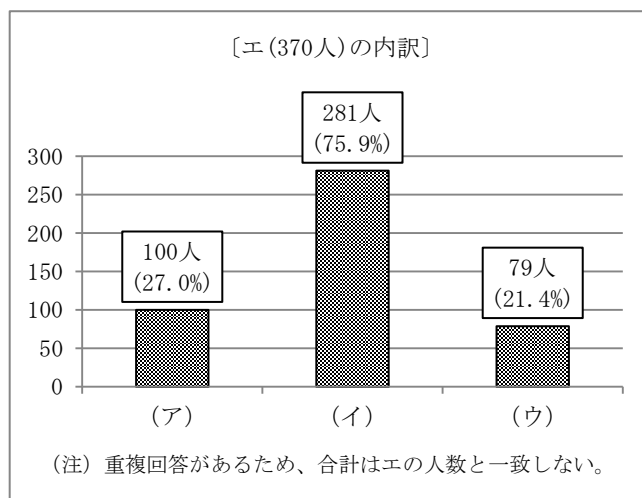
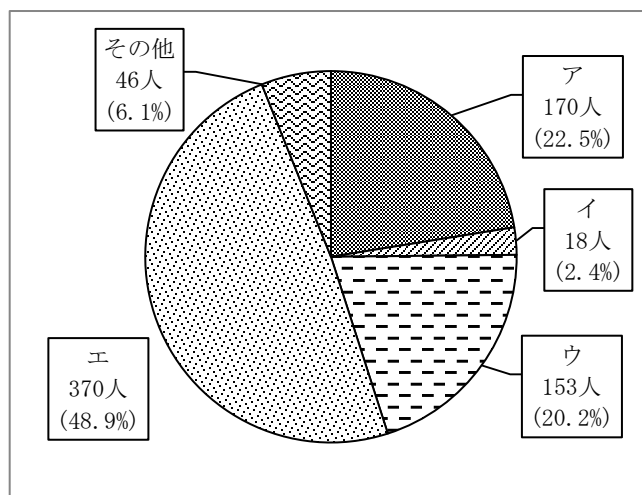
エ 現業員の業務量は単に世帯数で決まるものではないので、実態に即した適切な基準だとは思わない

⇒ 現業員の業務量は単に世帯数で決まるものではないので、実態に即した適切な基準だとは思わないとした場合、どのような基準にすべきだと思いますか。該当するものをすべて選択してください。

(ア) 現業員の業務量は、保護実施中の業務よりも、新規保護申請に係る業務に左右されるので、それを考慮した基準とすべき

(イ) 現業員の業務量は、担当する世帯類型による影響が高いため、世帯類型を考慮した基準とすべき

(ウ) その他



③ 現業員の業務負担の軽減を図るため、現業員が従事するとされている業務（社会福祉法第15条第4項）について、現業員以外の職員（事務職員（一般職員）や専門職員等（臨時職員））の活用について、どう思いますか（査察指導員は含まないで考えてください）。

ア 現業員以外の職員は、どのような場合であっても現業員の業務に活用すべきでない

イ 現業員以外の職員は、現業員の業務の全部又は一部について活用すべき

⇒ 現業員の業務の全部又は一部について活用すべきとした場合、どのように活用すべきだと思いますか。次の i) 及び ii) の設問に沿って該当するものを選択してください。

i) 事務職員（一般職員）に現業員と同等の業務を行わせることについて、どう思いますか。

(ア) 現業員以外の職員のうちの一般職員を、現業員の業務全般について、現業員と同等に活用すべき

(イ) 現業員以外の職員のうちの一般職員を、現業員の業務の一部（若しくは一部の世帯）について、現業員と同等に活用すべきではない

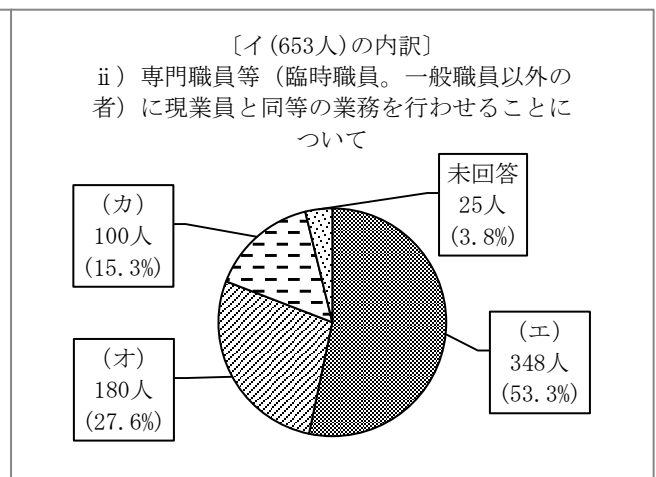
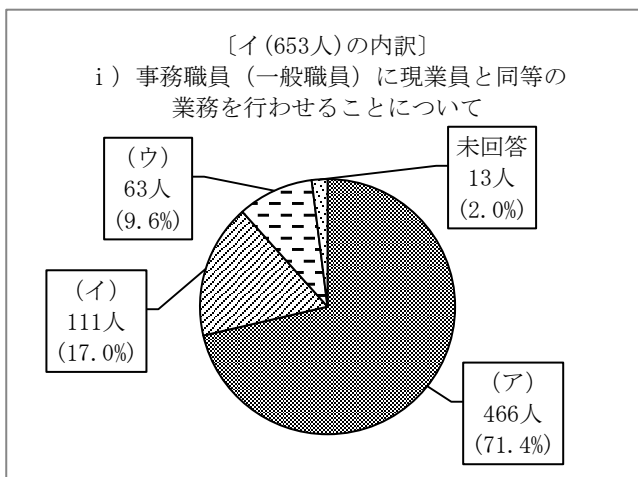
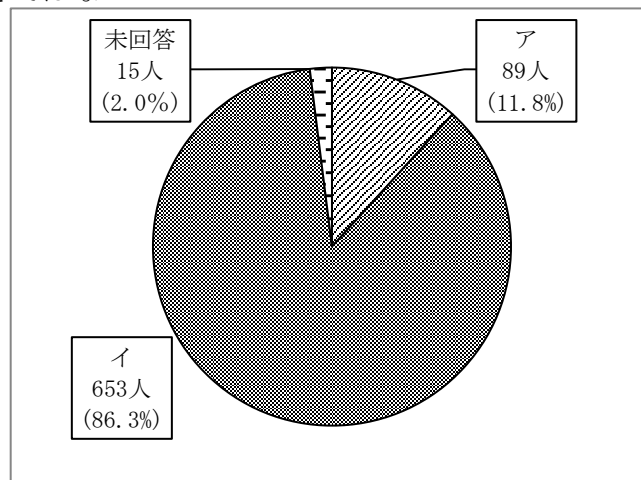
(ウ) 現業員以外の職員のうちの一般職員を、現業員の業務全般について、現業員と同等に活用すべきではない

ii) 専門職員等（臨時職員。一般職員以外の者）に現業員と同等の業務を行わせることについて、どう思いますか。

(エ) 現業員以外の職員のうちの専門職員等を、現業員の業務全般について、現業員と同等に活用すべき

(オ) 現業員以外の職員のうちの専門職員等を、現業員の業務の一部（若しくは一部の世帯）について、現業員と同等に活用すべきではない

(カ) 現業員以外の職員のうちの専門職員等を、現業員の業務全般について、現業員と同等に活用すべきではない



④ 現在、生活困窮者や被保護者の適切な保護、不正・不適正受給対策や自立支援対策等を行う上で必要となる外部機関等との連携、協力は十分に図られていると思いますか。

ア そうだと思う

イ そうだとは思わない

⇒ そうだとは思わないとした場合、どのような外部機関等との連携・協力が必要なのか、該当する外部機関等を選択してください。

(ア) 民生委員

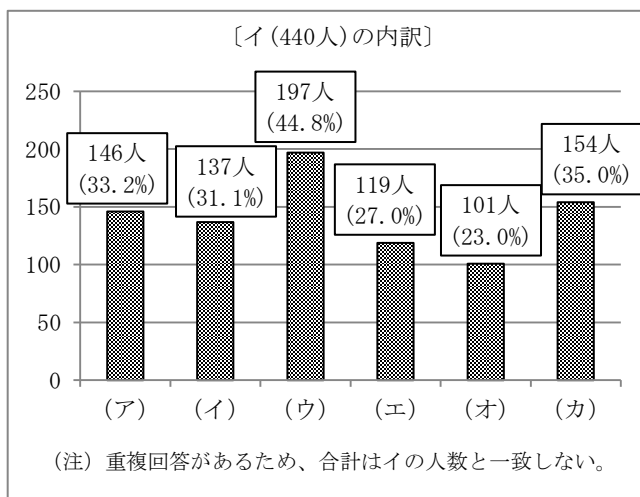
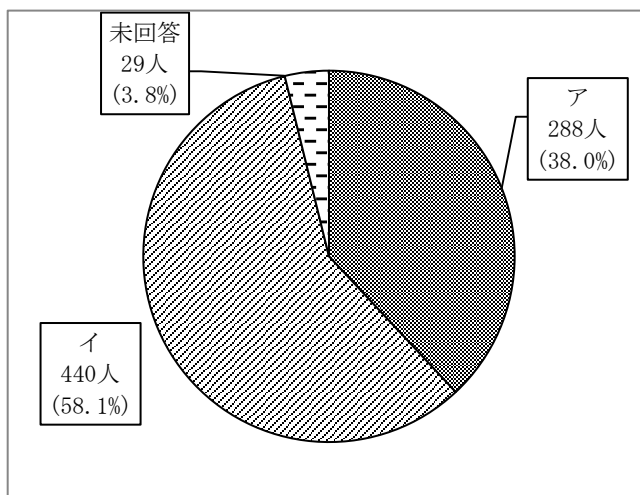
(イ) 公共職業安定所

(ウ) 警察

(エ) ライフライン（水道、電気、ガス等）事業者

(オ) 社会福祉協議会

(カ) その他の機関



3 現業員に必要な知識、技能等

① 現業員は、社会福祉法に基づき社会福祉主事の資格が必要とされていますが、社会福祉主事の資格を有していない者が現業員の業務を実施することは、資格を取得していないことによる知識・技能不足から困難だと思いますか。

ア そのとおりだと思う

イ そうだとは思わない

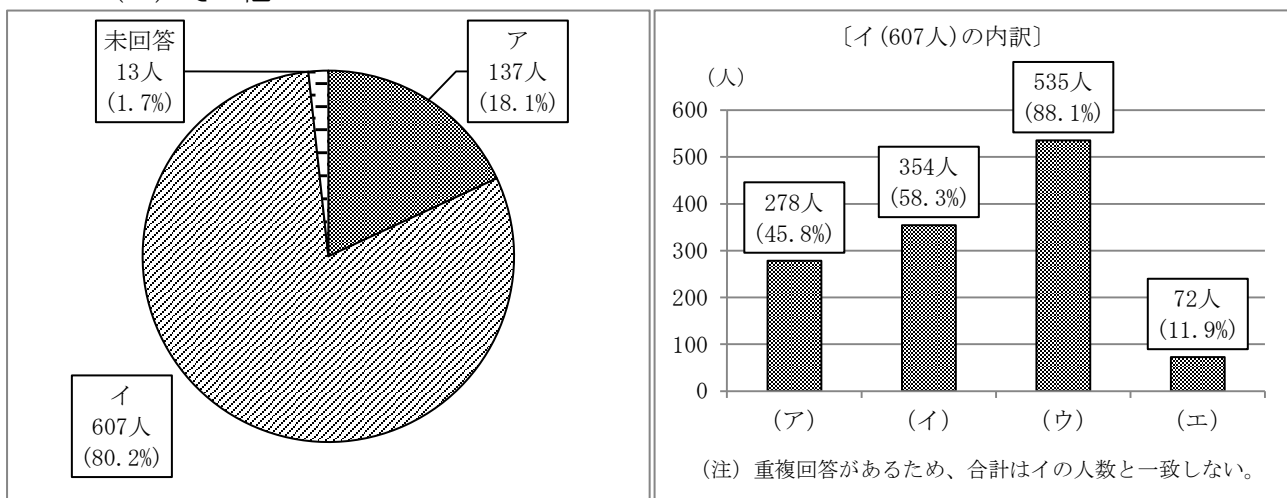
⇒ そうだとは思わないとした場合、現業員として業務を実施していく上で必要となる知識、技能は、どのように習得していくものだと思いますか。該当するもの全てを選択ください。

(ア) 都道府県等が実施する研修で

(イ) 福祉事務所内で実施する研修で

(ウ) ケースワーカーの業務や補助業務に従事する中で

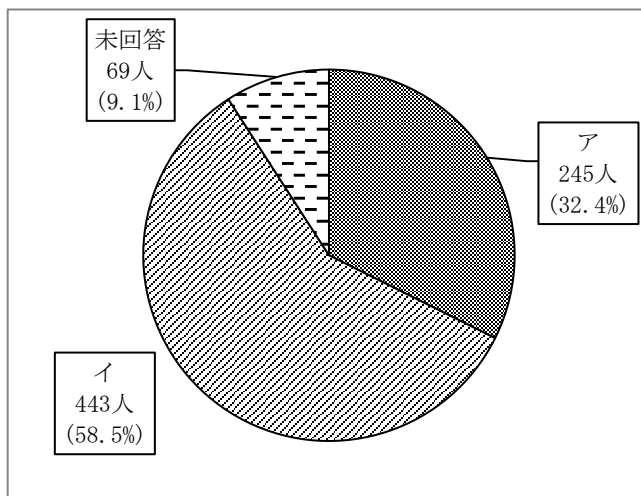
(エ) その他



② 都道府県等が実施する研修は、現業員の知識・技能の向上を図る上で、十分な内容となっていると思いますか。

ア そうだと思う

イ そうだとは思わない

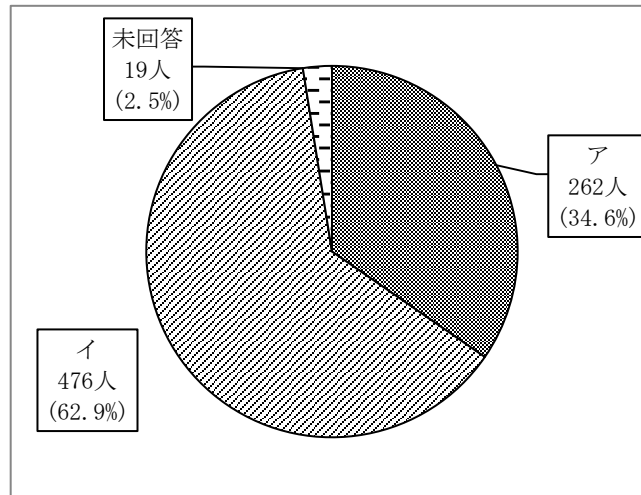


問4 不正受給対策

現在実施されている訪問調査を始めとした各種調査や関係機関との連携等の取組は、不正受給の未然防止、早期発見を図る上で、十分なものだと思いますか。

ア そうだと思う

イ そうだとは思わない

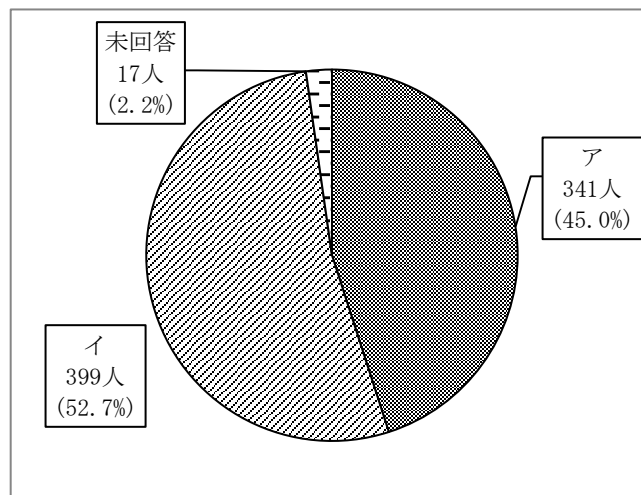


問5 経済的自立支援対策

現在実施されている被保護世帯の経済的な自立を目指す「福祉から就労」支援事業を始めとした各種事業・取組は、十分な効果を上げていると思いますか。

ア そうだと思う

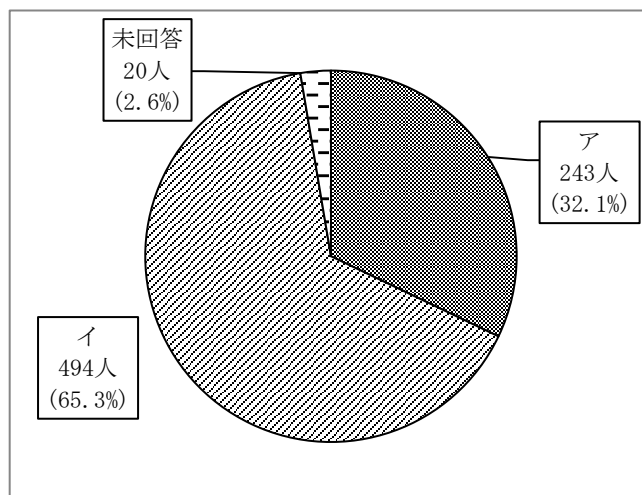
イ そうだとは思わない



問6 再保護対策

保護の廃止後、短期間で再び経済的に困窮し被保護世帯に戻ってしまう世帯が多く発生していますが、これを防止、抑制するための取組（国、都道府県、福祉事務所又はハローワーク等関係機関等における対応）は、十分なものだと思いますか。

- ア そうだと思う
- イ そうだとは思わない



（参考）調査対象者の基本情報

ア 性別

男性：528人（69.7%）、女性：224人（29.6%）、未回答：5人（0.7%）

イ 年齢

20代：281人（37.1%）、30代：250人（33.0%）、40代：123人（16.2%）、50代：89人（11.8%）、60代：13人（1.7%）、未回答：1人（0.1%）

ウ 生活保護業務経験（通算年数）

1年未満：118人（15.6%）、1年以上3年未満：368人（48.6%）、3年以上5年未満：144人（19.0%）、5年以上：125人（16.5%）、未回答：2人（0.3%）

エ 担当被保護世帯数

65世帯未満：58人（7.7%）、65世帯以上80世帯未満：140人（18.5%）、80世帯以上120世帯未満：466人（61.6%）、120世帯以上：83人（11.0%）、未回答：10人（1.3%）

オ 社会福祉主事資格の有無

資格あり：569人（75.2%）、資格なし：183人（24.2%）、未回答：5人（0.7%）